

現場説明書（営繕）

1 設計図書

- （１）現場説明書及び質問回答書
- （２）標準仕様書
- （３）図面

2 契約書に綴じ込むもの

- （１）現場説明書及び質問回答書（変更契約書には、綴じ込み不要）
- （２）図面

※１ 設計書（参考）は、入札者の見積り時間の短縮を図るため、参考資料として提供するものであり設計図書ではない。

※２ 入札者は、設計書（参考）の数量によらず、設計図書から工事目的を達するために必要な数量等を見積ること。また、設計図書に記載がなくとも当然必要となるものを含んだ見積りとし、応札すること。

3 施工管理

本工事の施工管理は、標準仕様書（最新版）に基づき行うこと。

なお、これに必要な経費は、公共建築工事積算基準（最新版）に基づき計上している。

4 不適切な施工管理の対応

- （１） 監督員は、下記事項を発見したときは、必要に応じ、受注者に是正指示を行う。

ア 工事書類（施工計画書、施工図等）の遅延または未提出の場合

イ 品質の確保が確認できない場合

ウ 受注者の責による工程の遅れ

エ 監督員が必要と認めた場合

- （２） 中間施工管理検査の実施

是正指示に対し、改善の見込みがない場合は工事担当課長が中間施工管理検査を実施する。なお、中間施工管理検査とは建設工事請負契約約款第４６条及び第４７条の対象となるか判断するための検査とする。

5 監理（主任）技術者の役割

次の事項において、監理（主任）技術者が作成または承認を行うこと。

- （１） 施工計画書（総合、工種別）
- （２） 工程表（全体、月間、週間）
- （３） 一工程ごとの施工確認報告書（品質管理報告書）

6 標準仕様書

適用する標準仕様書（最新版）は次のとおりとし、検査時に持参しなければならない。

- （１）公共建築工事標準仕様書（機械設備工事）
- （２）公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事）

7 指針、参考資料等

- （１）建築設備耐震設計・施工指針
- （２）公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）
- （３）機械設備工事施工チェックシート

8 適用する規則・規定等

- （１）渋川市契約規則、建設工事請負契約約款
- （２）渋川市建設工事検査規則
- （３）渋川市建設工事成績評定及び通知公表要領
（渋川市が発注する工事の内、最終請負代金額が５００万円以上の工事が対象）
- （４）工事等に係る事故対応ガイドライン
- （５）渋川市建設工事設計変更及び契約変更実施要領
- （６）渋川市設計変更・契約変更ガイドライン
- （７）渋川市工事一時中止ガイドライン
- （８）渋川市電子納品ガイドライン（試行）
- （９）渋川市建設工事の監督に関する規程
- （１０）上記以外は建設工事必携（群馬県）を準用

9 提出書類について

提出書類一覧表に記載されている書類について、工事打合せ書を表紙として添付し、監督員へ２部提出すること。

10 契約時に提出する工程表

建設工事請負契約約款第３条の工程表について、契約後１０日以内では実際の工程を決定できない場合もあるため、概略工程及び数量を一式とすることができる。

また、契約変更時に提出する変更工程表は、工期の変更がある場合を除き、実施工程表により管理がされていれば省略することができる。

11 実施工程表（書式集参照）（計画を示す工程表、土木の実施工程表とは異なる）

下記事項を反映した実施工程表を、契約後３０日以内に提出する。実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、監督員の承諾を受ける。

- （１）総合施工計画書作成期間（契約後３０日以内）
- （２）準備期間（仮設、現場調査等）

- (3) 施工図、工種別施工計画書、作成期間
- (4) 工場製作期間（発注時期、納期）
- (5) 本体工事（現場施工）の施工期間
 - ア 着手 着手立会い予定日を明記
 - イ 完了 完了立会い予定日を明記
 （完成期日の30日前までに本体工事を完了させる）
- (6) 書類整理、後片付け期間（本体工事完了後30日間）

1 2 実施済み工程表（赤線、%）（書式集参照）

工程管理として毎月の月初めに、先月末までの実施済み工程表を提出する。記載事項は下記のとおりとする。

- (1) 実施した分を当初の計画線の下に赤線で追記し、実施割合を%で表示する。

1 3 納入予定報告書（書式集参照）

納期遅延が生じているもの及び製作に長期の日数を要するものについては、監督員による機材または製作図等の承認後、遅滞なく発注すること。また、納入予定日を証明する書類（製造メーカーの注文請書等）を納入予定報告書に添付し提出すること。

なお、本書類が未提出（提出の遅れを含む）で完成期日に完成しないときは、受注者に責があるものとして、工期延長は認めず遅延工事として取り扱う。

1 4 立会い

- (1) 立会い（確認）

監督員及び係長等による立会い（立会い日を写真記録）

- ア 本体工事の着手
- イ 本体工事の完了

- (2) 立会い（検査）

監督員は、下記項目について、監理（主任）技術者が作成又は承認した品質管理結果を基に立会い検査を行う。

- ア 機械設備工事施工チェックシート記載事項
- イ 室内機振止め及び室外機アンカー引抜
- ウ 監督員が必要と認めた事項

1 5 品質管理計画

使用材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、一工程の施工確認方法、品質管理及び体制について工種別施工計画書に具体的に記載し監督員の承認を受ける。

1 6 施工確認報告書（書式集参照）

一工程の施工（工種別施工計画書等で監督員が承認したもの）を完了した場合は、遅滞なく施工確認報告書（自主検査記録・試験成績表・規格証明書・工事写真等を

添付)又は施工確認報告書を兼ねた指定書式による週間工程表を提出すること。

なお、一工程の施工では監督員が品質を確認後、次工程に進めるものとする。

1 7 材料(機材)管理

下記事項について、事前に監督員の承諾を受けたものは省略することができる。

(1) 品質証明書、性能証明書の提出

使用する材料が設計図書と整合することを確認し、品質証明書、性能証明書を提出すること。ただし、JIS (JAS) の表示があるものは省略できる。

(2) 工事用材料搬入報告書の提出(書式集参照)

材料の搬入ごとに工事材料搬入報告書を提出する。

(3) 監督員による材料検査(書類検査)

工事用材料搬入報告書を、監督員が確認を行うことで材料検査(書類検査)とする。

(4) 監督員による材料検査(立会い検査)

下記の施工に使用する材料は、立会いによる材料検査を行う。受注者は工事用材料検査願を現場に一部用意し受検する。監督員の検査後、記入済み工事用材料検査願を複写し、検査状況写真を添付したうえ工事打合せ書(正副)で提出する。

ア 空調設備機器

イ 監督員が指定するもの

1 8 設計変更に係る手続

(1) 設計変更については、建設工事請負契約約款で示されているが、その取扱いは、「渋川市建設工事設計変更及び契約変更実施要領」及び「渋川市設計変更・契約変更ガイドライン」による。設計内容の疑義等、契約約款第18条に該当する事実を発見した場合は、対応方法を受注者が独自に判断せず、該当事実のみを工事打合せ書で監督員に通知する。

(2) 設計図書で明示した詳細図、規格、材料(再生材を除く)等を、受注者が同等以上に変更する場合は、工事打合せ書(承認図、施工図等)で監督員が金額の変更の対象としないことを条件に承諾することで、建設工事請負契約約款第19条の設計図書の変更が成立したものとする。この場合において契約書の変更は省略できるものとする。

1 9 事故報告

事故が発生した場合には、必要な措置を行った上、直ちに監督員に連絡するとともに、「工事等に係る事故対応ガイドライン」に基づき事故等速報を速やかに提出しなければならない。

2 0 工事保険等への加入

工事完成引渡しまでの間、適切な額の建設工事保険、火災保険等に参加すること。

なお、解体工事については、火災保険の対象としない。

2 1 施工上の留意事項

隣接構造物等に被害を与えるおそれのある場合は、現況を調査し記録を残すこと。

2 2 官公署、その他の届出手続等

官公署、その他の届出手続等が必要となる場合は、あらかじめ監督員に報告し、受注者の負担において、遅滞なく行うこと。

2 3 産業廃棄物の収集、運搬及び処分

産業廃棄物を搬出する場合、下記のものを提出すること。また、過積載防止の対策を図ること。

(1) 委託契約書の写し（処分場の許可書、運搬許可車両一覧（原本の写し））

(2) マニフェスト集計表

マニフェスト番号、車番、最大積載量、種別、処分量、処分場名を記載

＊ コンクリート廃材については、原則として台貫伝票の数量とすること。

(3) 状況写真

ア マニフェストごとの集積、処分場での荷下ろし状況

イ 運搬車両ごとの車番及び産業廃棄物運搬車両の表示状況